平成２３年（フ）第３０１８号
大阪市福島区福島７丁目９番１号福島レジデンス302号
債務者　橋村　健一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９２号
大阪市北区天満橋３丁目５番22―518号
債務者　橋本　順一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４６号
大阪府東大阪市高井田西６丁目５番26号　高井田西ハイツ105号
債務者　東本　友樹
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９６号
大阪市住之江区北島３丁目15番９号　101
債務者　佐々木大策（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０６号
大阪市旭区清水３丁目４番７号
債務者　田中　鋭一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０７号
大阪市生野区林寺２丁目12番２号
債務者　中村　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７４号
大阪府大東市三箇６丁目４番11号
債務者　藤本　優香
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４０号
大阪市住吉区遠里小野６丁目17番15号
債務者　前田　貴博
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４３号
大阪市北区長柄東１丁目４番23―201号
債務者　山田　成美（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５５号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番38―313号
債務者　南本みどり
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２２号
大阪市生野区小路３丁目12番10号
債務者　小代登代子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２３号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　佐藤　嘉彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５９号
大阪市中央区玉造２丁目13番３―202号
債務者　中島　信行（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６２号
大阪市生野区鶴橋４丁目８―１、住民票上の住所大阪市生野区鶴橋５丁目８番５号
債務者　大野　路子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９２号
大阪府大東市南新田１丁目20番506号
債務者　宮川　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１９号
大阪市天王寺区小橋町14番63―701号
債務者　真本のぶここと　愼　　信子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５０号
大阪市此花区高見２丁目12番９号
債務者　柴垣　**邦**人
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５４号
大阪市此花区西九条２丁目８番７号　ジョイプラザ東和403
債務者　川﨑善一郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部